

「尾鷲よいところやにゃん」着ぐるみ貸出規定

1 趣旨

尾鷲市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、尾鷲市のPR及び福祉・子供関係、公的機関等が企画・実施するイベント等で本会会長(以下「会長」という。)が適当と認めるものに、尾鷲ご当地キャラクター「尾鷲よいところやにゃん」を貸出しするものとする。

2 利用手続き

(1) 使用上の遵守事項

- ① 個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- ② 政治・宗教・思想・営利等の活動に利用しないこと。
- ③ 法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④ 尾鷲市及び「尾鷲よいところやにゃん」のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ⑤ 着ぐるみには、補助者が必ず2名以上つくこと。
- ⑥ 着用之际して、「尾鷲よいところやにゃん」着用手順を守り、正しく着用すること。控え室等で着ぐるみの着脱を行い、原則として人前では行わないこと。
- ⑦ 着ぐるみで事故等があった場合、利用者の責任とすること。
- ⑧ 着ぐるみの中は熱くなるため、水分補給を行うなど中に入っている人のケアを随時行うこと。着用時間目安：夏場15分／冬場30分
- ⑨ 着ぐるみ着用者の制限
 - a：高校生以上
 - b：身長 150cm～170cm

(2) 申し込み期間・方法

貸出希望日の3ヵ月前から10日前まで申請を受け付ける。申請者は、「尾鷲よいところやにゃん着ぐるみ貸出申込書」に必要事項を記入し、本会へ提出すること。なお、貸出希望日に複数の申請があった場合には、先着順とする。

(3) 使用料

- ① 着ぐるみ使用料として、1回の利用につき社協会員5,000円/日、社協会員以外7,000円/日とする。
但し、尾鷲市・尾鷲商工会議所・尾鷲観光物産協会については、使用料は無料とする。
- ② 使用料については、特に会長が認める場合は無料とすることが出来る。

(4) 着ぐるみの返却

着ぐるみは、ご連絡いただいた返却予定日までに必ず返却すること。

3 留意事項

- (1) 会長が、着ぐるみの貸出について不相当と認めた場合、貸出を取り消しする場合がある。
- (2) 着ぐるみの利用に当たって必要となる搬出入は、利用者が行うこと。
- (3) 雨天等で天候が悪化している場合は屋外での利用を中止すること。
- (4) 返却時に当職員立会いのもと、汚れや損傷の確認をする。
利用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、利用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。また、修理、修復が困難な状況まで損傷した場合には、利用者が代替作成費用を負担すること。
- (5) 着ぐるみの利用に際して、常に安全等に留意し、利用にあたって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。
- (6) 着ぐるみの改造及びコピーは認めない。
- (7) 第三者に転貸しないこと。
- (8) 虚偽の申請により着ぐるみを利用しようとするもの又は上記条件に反するものが主催する行事等に対しては、利用承認を取り消すものとし、以後の貸出は承認しない。
- (9) この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年5月19日から施行する。

参考

「尾鷲よいとこヤーヤにゃん」 プロフィール

主な活動 : 福祉に携わるイベントやお知らせ
ふれあいを大切に、優しさや思いやりを伝えるお手伝い
おわせよいとこ、福招き猫として尾鷲市のPR

出身地 : 尾鷲市

誕生日 : 平成28年2月1日

年齢・性別 : 秘密

好きな食べ物 : ぶりのお刺身とぶり大根

好きなもの : みんなの笑顔・コタツ